

平成29年3月

伊那市議会定例会 委員会提出議案書

平成29年3月21日

平成29年3月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

委員会提出議案第1号 伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例

..... 3

伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊那市議会委員会条例（平成18年伊那市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中ケをコとし、イからクまでをウからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 企画部の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 宮島 良夫

（提案理由）

伊那市組織条例（平成18年伊那市条例第16号）の改正に伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行うため、提案するものであります。

委員会提出議案第1号関係資料

伊那市議会委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <p>イ 会計課の所管に関する事項</p> <p>ウ 議会事務局の所管に関する事項</p> <p>エ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>オ 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>カ 監査委員の所管に関する事項</p> <p>キ 公平委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>ケ 他の委員会の所管に関する事項</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <p><u>イ 企画部の所管に関する事項</u></p> <p>ウ 会計課の所管に関する事項</p> <p>エ 議会事務局の所管に関する事項</p> <p>オ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>カ 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>キ 監査委員の所管に関する事項</p> <p>ク 公平委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 他の委員会の所管に関する事項</p> <p>(2)～(3) 略</p>